

静岡市規則第101号

静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年10月 1 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第111号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

目次中

「

第2章 母子家庭等に対する福祉の措置（第2条―第19条） を

」

「

第2章 母子家庭に対する福祉の措置（第2条―第19条） に改める。

第2章の2 父子家庭に対する福祉の措置（第19条の2―第19条の5）

」

第1条中「母子及び寡婦福祉法（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（）」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に改める。

第2条第3項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第5条及び第6条第2項中「修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金」に改める。

第9条中「修学資金」を「母子修学資金」に改める。

第17条の見出しを「(母子家庭日常生活支援事業開始届出)」に改め、同条中「母子家庭等日常生活支援事業開始届出書」を「母子家庭日常生活支援事業開始届出書」に改める。

第18条の見出しを「(母子家庭日常生活支援事業開始届出事項変更届出)」に改め、同条中「母子家庭等日常生活支援事業開始届出事項変更届出書」を「母子家庭日常生活支援事業開始届出事項変更届出書」に改める。

第19条の見出しを「(母子家庭日常生活支援事業廃止(休止)届)」に改め、同条中

「

母子家庭等日常生活支援事業 廃止 届出書 を  
休止

」

「

母子家庭日常生活支援事業 廃止 届出書 に改める。  
休止

」

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 父子家庭に対する福祉の措置

(準用規定)

第19条の2 第2条から第16条までの規定は、父子福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条 第1項	法第13条第1項	法第31条の6第1項
第2条 第2項	法第14条	法第31条の6第4項において読み替えて準用する法第14条
第2条 第3項	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第3条	前条第1項又は第2項	第19条の2において準用する第2条第1項又は第2項
第4条	前条	第19条の2において準用する第3条
	第2条第1項	第19条の2において準用する第2条第1項
	同条第2項	第19条の2において準用する第2条第2項
第5条	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金又は特例児	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金

	童扶養資金	
第6条 第1項	政令第9条第3項又は第4項	政令第31条の7において準用する政令第9条第3項又は第4項
第6条 第2項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金又は特例児童扶養資金	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金
第9条	母子修学資金	父子修学資金
第10条	政令第12条	政令第31条の7において準用する政令第12条
	第7条	第19条の2において準用する第7条
第11条	政令第8条第5項又は児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号。以下この条において「一部改正政令」という。）附則第4条第5項の規定により据置期間の延長を受けようとする者	政令第31条の6第5項の規定により据置期間の延長を受けようとする者
	政令第8条第5項の規定による場合は被害の状況を証する書類を、一部改正政令附則第4条第5項の規定による場合は前年及び前々年（当初の据置期間の最終日の翌日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年及び前々々年）の所得を証する書類	政令第31条の6第5項の規定による場合は、被害の状況を証する書類
第16条	法第15条	法第31条の6第5項において準用する法第15条
	政令第19条第1項	政令第31条の7において準用する政令第19条第1項

(父子家庭日常生活支援事業開始届出)

第19条の3 法第31条の7第4項において準用する法第20条の規定による届出は、父子家庭日

常生活支援事業開始届出書（様式第21号）によらなければならない。

（父子家庭日常生活支援事業開始届出事項変更届出）

第19条の4 省令第6条の17の4において準用する省令第4条の規定による届出は、父子家庭日常生活支援事業開始届出事項変更届出書（様式第22号）によらなければならない。

（父子家庭日常生活支援事業廃止（休止）届出）

第19条の5 法第31条の7第4項において準用する法第21条の規定による届出は、父子家庭日常生活支援事業  
廃止  
届出書（様式第23号）によらなければならない。  
休止

第20条中「第10条まで及び第12条から」を削り、「寡婦福祉資金」を「寡婦福祉資金貸付金」に改め、同条の表を次のように改める。

第2条 第1項	法第13条第1項	法第32条第1項
第2条 第2項	法第14条	法第32条第4項において読み替えて 準用する法第14条
第2条 第3項	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	寡婦、寡婦が民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により扶養している20歳以上である子その他これに準ずる者又は40歳以上の配偶者のない女子であって同条の規定により現に児童を扶養していない者
第3条	前条第1項又は第2項	第20条において準用する第2条第1項又は第2項
第4条	前条	第20条において準用する第3条
	第2条第1項	第20条において準用する第2条第1項
	同条第2項	第20条において準用する第2条第2項
第5条	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金又は特例児童扶養資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金

第6条 第1項	政令第9条第3項又は第4項	政令第38条において準用する政令第9条第3項又は第4項
第6条 第2項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金又は特例児童扶養資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金
第9条	母子修学資金	寡婦修学資金
第10条	政令第12条	政令第38条において準用する政令第12条（第2項第2号及び第3号を除く。）
	第7条	第20条において準用する第7条
第11条	政令第8条第5項又は児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号。以下この条において「一部改正政令」という。）附則第4条第5項の規定により据置期間の延長を受けようとする者	政令第37条第5項の規定により据置期間の延長を受けようとする者
	政令第8条第5項の規定による場合は被害の状況を証する書類を、一部改正政令附則第4条第5項の規定による場合は前年及び前々年（当初の据置期間の最終日の翌日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年及び前々々年）の所得を証する書類	政令第37条第5項の規定による場合は、被害の状況を証する書類
第16条	法第15条	法第32条第5項において準用する法第15条
	政令第19条第1項	政令第38条において準用する政令第19条第1項

第21条中「第33条第3項」を「第33条第4項」に改める。

第22条中「第9条第2項」を「第7条」に改める。

第23条中「第33条第4項」を「第33条第5項」に改める。

様式第1号中「第2条、第20条関係」を「第2条、第19条の2、第20条関係」に、「静岡市長様」を「(宛先)静岡市長」に、「住所 静岡市 \_\_\_\_\_」を「住所 \_\_\_\_\_」に、「母子及び寡婦福祉法による」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法による」に、「静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第2条第1項・第19条の2において準用する同規則」に改める。

様式第2号中「第2条、第20条関係」を「第2条、第19条の2、第20条関係」に、「静岡市長様」を「(宛先) 静岡市長」に、「母子及び寡婦福祉法による」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法による」に、「静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第2条第2項・第19条の2において準用する同規則」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「第3条、第20条関係」を「第3条、第19条の2、第20条関係」に、「母子(寡婦)福祉資金」を「母子(父子)(寡婦)福祉資金」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「第4条、第20条関係」を「第4条、第19条の2、第20条関係」に、「母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令及び静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に、「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改める。

様式第7号中「第5条、第20条関係」を「第5条、第19条の2、第20条関係」に、「静岡市長様」を「(宛先) 静岡市長」に、「静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第5条・第19条の2において準用する同規則」に改める。

様式第8号中「第6条、第20条関係」を「第6条、第19条の2、第20条関係」に、「静岡市長様」を「(宛先) 静岡市長」に、「静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第6条第1項・第19条の2において準用する同規則」に改め、同様式に(注)として次のように加える。

(注) 届出者氏名欄には、届出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、届出者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第9号中「第7条、第20条関係」を「第7条、第19条の2、第20条関係」に、「静岡市長様」を「(宛先) 静岡市長」に、「静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第7条・第19条の2において準用する同規則」に改める。

様式第10号中「第8条関係」を「第8条、第19条の2、第20条関係」に、「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に、「変更したいので」を「変更したいので、静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第8条・第19条の2において準用する同規則第8条・第20条において準用

する同規則第8条の規定により」に、「すべて」を「全て」に改める。

様式第11号中「第9条、第20条関係」を「第9条、第19条の2、第20条関係」に、「静岡市長様」を「(宛先) 静岡市長」に、「静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第9条・第19条の2において準用する同規則」に改める。

様式第12号中「第10条、第20条関係」を「第10条、第19条の2、第20条関係」に、「静岡市長様」を「(宛先) 静岡市長」に、「静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第10条・第19条の2において準用する同規則」に改める。

様式第13号中「第11条関係」を「第11条、第19条の2、第20条関係」に、「静岡市長様」を「(宛先) 静岡市長」に、「静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則」を「静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第11条・第19条の2において準用する同規則第11条・第20条において準用する同規則」に改める。

様式第14号中「第12条関係」を「第12条、第19条の2、第20条関係」に、「受けたいので」を「受けたいので、静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第12条・第19条の2において準用する同規則第12条・第20条において準用する同規則第12条の規定により」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「静岡市長様」を「(宛先) 静岡市長」に改める。

様式第15号中「第13条関係」を「第13条、第19条の2、第20条関係」に、「辞退したいので」を「辞退したいので、静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第13条・第19条の2において準用する同規則第13条・第20条において準用する同規則第13条の規定により」に、

「

2 貸付金受領済額	平成	年	月分から		筒月分金	円
	平成	年	月分まで			
3 貸付辞退期日	平成	年	月分から			を
					平成	年 月 日

静岡市長様

」





長」に、

「  
母子家庭  
寡婦  
等日常生活支援事業を  
を  
母子家庭  
寡婦  
日常生活支援事業を  
に、  
」

「母子及び寡婦福祉法第15条・第19条の3第3項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第20条・第31条の7第4項において準用する同法第20条・第33条第4項」に改める。

様式第22号中「第18条、第22条関係」を「第18条、第19条の4、第22条関係」に、

「  
母子家庭  
寡婦  
等日常生活支援事業開始届出事項変更届出書  
を  
」

「  
母子家庭  
父子家庭  
寡婦  
日常生活支援事業開始届出事項変更届出書  
に、  
」

「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に、

「  
母子家庭  
寡婦  
等日常生活支援事業の  
を  
母子家庭  
寡婦  
日常生活支援事業の  
に、  
」

「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に、「第9条第2項」を「第6条の17の4において準用する同規則第4条・第7条」に改める。

様式第23号中「第19条、第23条関係」を「第19条、第19条の5、第23条関係」に、

「  
母子家庭  
寡婦  
等日常生活支援事業  
廃止  
休止  
届出書  
を  
」

「

母子家庭  
父子家庭 日常生活支援事業 廃止 届出書 に、  
寡婦 休止

」

「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に、

「

母子家庭  
寡婦 等日常生活支援事業を を 母子家庭  
父子家庭 日常生活支援事業を に、  
寡婦

」

」

「母子及び寡婦福祉法第15条の2・第19条の3第4項において準用する同法第15条の2」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第21条・第31条の7第4項において準用する同法第21条・第33条第5項において準用する同法第21条」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市母子及び寡婦福祉法施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。